

質疑・回答書

件名		豊中市都市基盤部道路事業予定地における駐車場運営事業者募集(本町9丁目)
No	質疑事項	回答
1	バリカーや配線配管も撤去されますか。	駐車場施設の内、境界付近のフェンス以外は使用者の物件となります。 なお、既存事業者と協議、調整により機器設備、路面設備等の授受を妨げるものではありません。
2	応募申込書、誓約書、価格提案書の「名称及び代表者氏名」の欄に押印は必要ないでしょうか。	提出様式(様式1～3)については押印不要です。
3	転貸不可との記載ですが、デッドスペースにシェアサイクルを設置することも不可ですか。	仕様書「8 使用上の制限(2)」に記載のとおり、使用物件を「2 使用用途」で指定している用途以外に供してはなりません。
4	補修工事の際は承認を得る、とのことですが、承認が得られないケース等がありますでしょうか。	個別具体的には都度協議します。
5	改めての確認となり恐縮ですが、運営最長期間は5年という認識で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、仕様書「10 使用許可の取り消し又は変更」の場合は、この限りではありません。
6	使用期間内の解約は別途違約金が必要ですか。納付済みの使用料が還付されないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、別途違約金は必要ありません。 使用者からの申し出による解約については、既納使用料を還付しません。